

粉じん規制について

- ・大気汚染防止法
- ・環境の保全と創造に関する条例
(兵庫県)

令和7年1月
神戸市環境局

はじめに

工場・事業場における事業活動に伴う「粉じん」の排出・飛散については、大気汚染防止法、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）により規制されております。

「粉じん」とは、物の破壊・選別・その他の機械的処理・たい積に伴って、発生又は飛散する物質をいいます。

このしおりでは、上記法令により規制を受ける施設、基準、手続き等について説明しております。

目 次

第1章 大気汚染防止法の粉じん規制	P 1
I 粉じんの種類	P 1
II 一般粉じん発生施設	P 1
1. 一般粉じん発生施設の種類	P 1
2. 構造・使用・管理基準	P 2
3. 一般粉じん発生施設の届出	P 3
III 特定粉じん（石綿）発生施設	P 6
1. 特定粉じん発生施設の種類	P 6
2. 敷地境界基準	P 6
3. 特定粉じん濃度の測定	P 6
4. 特定粉じん発生施設の届出	P 7
第2章 環境の保全と創造に関する条例の粉じん規制	P 8
I 指定施設	P 8
1. 指定施設の種類	P 8
2. 許可の基準	P 8
3. 指定施設を設置できない区域	P 9
4. 特別基準	P 9
5. 許可申請、届出の手続き	P 10
6. 許可申請の流れ	P 11
7. 許可の取消し等	P 11
8. 生コンクリート製造施設の設置についての留意事項	P 11
II 特定施設	P 14
1. 特定施設の種類	P 14
2. 規制基準	P 16
3. 設備基準	P 17
4. 排出基準	P 20
5. 特定施設の届出	P 22

第1章 大気汚染防止法の粉じん規制

大気汚染防止法では、国民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、工場及び事業場における事業活動に伴う粉じんの排出等を規制しています。

具体的には、大気汚染の原因となる「粉じん」を発生・排出する「粉じん発生施設」を規定するとともに、その施設を設置する者に対する「届出義務」、「構造・使用・管理基準遵守義務」、「敷地境界基準遵守義務」、「測定義務」等を規定しています。

I 粉じんの種類

- ◇特定粉じん…石綿（アスベスト）
- ◇一般粉じん…特定粉じん以外の粉じん

II 一般粉じん発生施設

1. 一般粉じん発生施設の種類

- ◇ 下表の一般粉じん発生施設を設置する場合、神戸市長への事前の届出が必要です。
- ◇ 一般粉じん発生施設の種類ごとに構造・使用・管理基準が定められており、施設の設置・使用の際には、基準を遵守しなければなりません。

項番号	施設名	規模
1	コークス炉	原料処理能力が50t／日以上
2	堆積場 (鉱物〔コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。〕・土石の用に供するもの。)	面積が1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア・バケットコンベア (鉱物・土石・セメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75cm以上 又は バケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破碎機・摩碎機 (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15kW以上

2. 構造・使用・管理基準

項番号	施設名	構造・使用・管理基準
1	コークス炉	(1)装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2)窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3)消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石を堆積する場合には、次のいずれかに該当すること。 (1)一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)散水設備によって散水が行われていること。 (3)防じんカバーでおおわれていること。 (4)薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルト コンベア バケット コンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石・セメントを運搬する場合には、次のいずれかに該当すること。 (1)一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に(3)又は(4)の措置が講じられていること。 (3)散水設備によって散水が行われていること。 (4)防じんカバーでおおわれていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機 摩碎機	次のいずれかに該当すること。 (1)一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)フード及び集じん機が設置されていること。 (3)散水設備によって散水が行われていること。 (4)防じんカバーでおおわれていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい	4項と同じ。

3. 一般粉じん発生施設の届出

- ◇ 一般粉じん発生施設を設置・変更・廃止等をする場合には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	届出の種類	届 出 の 内 容	届出の期限
一般粉じん発生施設を設置しようとするとき	一般粉じん発生施設 設置届出書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあっては、 その代表者の氏名 (2)*工場・事業場の名称 *所在地 (3)一般粉じん発生施設の種類 (4)一般粉じん発生施設の構造 (5)一般粉じん発生施設の使用・管理の方法	<u>あらかじめ</u>
届出内容の(4)、(5)を変更しようとするとき	一般粉じん発生施設 変更届出書		
届出内容の(1)、(2)を変更したとき	氏名等変更届出書	変更点	変更・廃止・承継した日から <u>30日以内</u>
一般粉じん発生施設の使用を廃止したとき	使用廃止届出書	廃止施設	
届出者の地位を承継したとき	承継届出書	承継の内容	

*設置等届出書の様式は次のとおりです。

- =様式第3= 「一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」
- =別紙1= 「一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法」
- =別紙2= 「一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法」
- =別紙3= 「一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法」
- =別紙4= 「一般粉じん発生施設（破碎機、摩碎機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法」

=添付書類=

- ① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）
- ② 工場等敷地内の建物配置図
- ③ 一般粉じん発生施設の配置図
- ④ 一般粉じん発生施設の構造図
- ⑤ 一般粉じん処理・飛散防止施設の配置図
- ⑥ 一般粉じん処理・飛散防止施設の構造図
- ⑦ 一般粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面
- ⑧ 作業工程図

・届出様式の記入例

別紙2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号 名 称 及 び 型 式	堆積場
設 置 年 月 日 着 手 予 定 年 月 日	3年5月10日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	3年5月10日
規 面 模 堆 積 能 力(m ²)	2,000
堆積物の種類、性状及び通常の年間述べべき積量 堆積物の種類、性状及び通常の年間述べべき積量 (t/年)	碎石・砂 (比重1.5) 100,000 (t/年)
堆積場がその中に設置されている建築物 の概要	
散水 装置の種類・型式・基數 散水の方法	スプリンクラー 1基 ホースによる散水
防じんカバーの設置状況	
薬液の種類・名称 装置の種類・型式・基數 装置の能力(m ³ /h)	
備考 1 装置届出の場合には着手予定期年月日及び使用開始予定期年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日及び使用開始予定期年月日の欄に、それぞれ記載すること。 設置年月日、着手予定期年月日及び使用開始予定期年月日の欄には比重、粘度、水分率の概数及び通常の年間述べべき積量について記載すること。	
2 散水の種類、性状及び通常の年間述べべき積量については、実施の量 (たとえば散水の場合は水量1/h)、実施頻度等を記載すること。	
3 散水の方法、薬剤散布の方法、網固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量 (たとえば散水の場合には水量1/h)、実施頻度等を記載すること。	
4 その他の欄には、散水等と同様の効果を有する装置について記載すること。	
5 一般粉じん発生装置及び一般的な飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。	

工場又は事業場の名称 工場又は事業場の所在地 一般粉じん発生施設の種類	A産業株式会社 B工場 神戸市〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 堆積場1基、破碎機1基 ベルトコンベア3基	※整理番号 ※受理年月日 ※施設番号 ※審査結果 ※備考
一般粉じん発生施設の構造 並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり	

備考 1 一般粉じん発生施設の構造欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項目号及び名称を記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 変更の届出の場合には、変更のわかる部分について、変更前及変更後の内容を対照させること。
4 届出及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本画規格A4とすること。

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

一般粉じん発生施設(粉碎機、磨耗機、ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号						工場又は事業場における施設番号	H-1
名 称 及 び 型 式						名 称 及 び 型 式	破砕機
設 置 年 月 日	3年5月10日	工 事 の 着 手 年 月 日		3年5月10日		年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日	3年5月10日	工 事 の 完 成 年 月 日		3年5月10日		年 月 日	
使 用 開 始 年 月 日	3年6月1日	特 定 施 設 の 使 用 開 始 年 月 日		3年6月1日		年 月 日	
規 模	ベルト幅(cm)又はパケット内容積(m ³)	ベルト幅 150(cm)	原 動 機 の 定 格 出 力 (kW)	120			
規 模	単 基 の 長 さ (m) × 基 数	100(m)×3基	处 理 能 力 (t/h)	200			
規 模	ベルト又はパケットの速度 (m/分)	80	処理対象物の種類及び通常の月間処理量(t/月)				花崗岩
運 機	搬 能 力 (t/h)	1,000	粉碎機・摩擦機・ふるいがその中に設置されている建築物の概要				120,000(t/月)
運 機	運搬物の種類・運搬物の性状・通常の月間 延べ運搬量	碎石・砂(比重1.5) 15,000(t/年)	粉碎機・摩擦機・ふるいがその中に設置された建築物の概要				乾式集塵機
運 機	コングベアがその中に設置されている建築物 の概要		集じん機の種類・型式				
使 用 機 及 び 管 球 の 設 備 方 法	集塵機の種類・型式		集塵機の種類・型式		95%		
使 用 機 及 び 管 球 の 設 備 方 法	集塵機の効率(%)		送風機の原動機出力(kW)	30			
使 用 機 及 び 管 球 の 設 備 方 法	送風機の原動機出力(kW)		散水装置の種類・型式				
使 用 機 及 び 管 球 の 設 備 方 法	装置の能力(m ³ /h)		水理の設備の方法	處理量あたりの散水量(t/t)			
使 用 機 及 び 管 球 の 設 備 方 法	運搬量あたりの散水量(t/t)		防じんカバーの設置状況				
使 用 機 及 び 管 球 の 設 備 方 法	防じんカバーの設置状況	有	そ の 他	方 法			
使 用 機 及 び 管 球 の 設 備 方 法	そ の 他						

備考 1 設置届出の場合には着手予定期年月日及び使用開始予定期年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日の欄には設置年月日及び使用開始予定期年月日欄に記載すること。

2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する装置について記載すること。

3 一般粉じんの発生源及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

III 特定粉じん（石綿）発生施設

1. 特定粉じん発生施設の種類

- ◇ 下表の特定粉じん発生施設（湿式及び密閉式を除く。）を設置する場合、神戸市長への事前の届出が必要です。
- ◇ 特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場には、特定粉じんの敷地境界基準が適用されます。したがって、特定粉じん排出者は、敷地境界基準を遵守しなければなりません。
- ◇ 特定粉じん排出者は、工場・事業場の敷地境界線における大気中の特定粉じん濃度を測定しなければなりません。

項番号	施設名	規模
1	解綿用機械	
2	混合機	原動機の定格出力が3.7 kW以上
3	紡織用機械	
4	切断機	
5	研磨機	
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2 kW以上
7	破碎機・摩碎機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

2. 敷地境界基準

工場・事業場の敷地境界線における大気中の石綿濃度が、10本／リットル以下

3. 特定粉じん濃度の測定

特定粉じん排出者は、敷地境界基準の遵守状況を確認するため、工場・事業場の敷地境界線における大気中の石綿濃度の測定を行い、その測定結果を3年間保存しておく必要があります。

*留意事項

(1)測定回数：年2回以上

ただし、従業員数が20人以下の場合は、当分の間、測定を実施しなくともかまいません。

(2)試料の捕集地点

敷地境界線において石綿濃度が最大となると考えられる地点のほか、原則として4方位ごとに各1地点

(3)試料の捕集回数：各捕集地点ごとに3回

4. 特定粉じん発生施設の届出

- ◇ 特定粉じん発生施設を設置・変更・廃止等をする場合には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	届出の種類	届 出 の 内 容	届出の期限
特定粉じん発生施設を設置しようとするとき	特定粉じん発生施設設置届出書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあっては、その代表者の氏名 (2)*工場・事業場の名称 *所在地 (3)特定粉じん発生施設の種類 (4)特定粉じん発生施設の構造 (5)特定粉じん発生施設の使用の方法 (6)特定粉じんの処理・飛散防止の方法	設置・変更工事着手予定日の <u>60日以前</u>
届出内容の(4)～(6)を変更しようとするとき	特定粉じん発生施設変更届出書		
届出内容の(1)、(2)を変更したとき	氏名等変更届出書	変更点	変更・廃止・承継した日から <u>30日以内</u>
特定粉じん発生施設の使用を廃止したとき	使用廃止届出書	廃止施設	
届出者の地位を承継したとき	承継届出書	承継の内容	

*設置等届出書の様式は次のとおりです。

=様式第3の2= 「特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」

=別紙1= 「特定粉じん発生施設の構造」

=別紙2= 「特定粉じん発生施設の使用の方法」

=別紙3= 「特定粉じん発生施設の処理又は飛散の防止の方法」

=添付書類=

- ① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）
- ② 工場等敷地内の建物配置図
- ③ 特定粉じん発生施設の配置図
- ④ 特定粉じん発生施設の構造図
- ⑤ 特定粉じん処理・飛散防止施設の配置図
- ⑥ 特定粉じん処理・飛散防止施設の構造図
- ⑦ 特定粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面
- ⑧ 特定粉じん濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由
- ⑨ 作業工程図

第2章 環境の保全と創造に関する条例の粉じん規制

兵庫県は、県民の健康で文化的な生活の確保を目的として、平成7年7月18日に、『環境の保全と創造に関する条例』を制定し、工場及び事業場における事業活動に伴う粉じんの排出等を規制しています。

具体的には、粉じんを発生・排出する施設を【指定施設】と【特定施設】に分け、それらの施設を設置する者に対する「許可申請義務」、「届出義務」、「特別基準遵守義務」、「設備基準遵守義務」、「排出基準遵守義務」等を規定しています。

I 指定施設

1. 指定施設の種類

- ◇ 粉じんを発生・排出する施設のうち、特に著しく粉じんを発生する施設は、指定施設に定められております。
- ◇ 神戸市内において、下表の指定施設を有する工場等を設置する場合、事前に神戸市長の許可を受けなければなりません。

施 設 名	規 模
1 べんがら製造の用に供する粉碎施設	原動機の定格出力が、0.75 kW以上
2 金属粉製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) カッター (3) グラインダー	(1)に掲げる施設にあっては、原動機の定格出力が、0.75 kW以上 (2)及び(3)に掲げる施設にあっては、すべてのもの
3 生コンクリート製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) バッチャープラント (2) セメントサイロ (3) セメントホッパー (4) 砂利・砂選別施設	すべてのもの
4 木製品の製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) 研削施設	原動機の定格出力が、7.5 kW以上

2. 許可の基準

工場等の設置許可を受けるためには、下記の事項にすべて適合していなければなりません。

- (1) 工場等の位置が、指定施設を設置できない区域ないこと。
- (2) 特別基準に適合していること。
- (3) 規制基準（設備基準・排出基準）に適合していること（「II 特定施設」の項参照）。

3. 指定施設を設置できない区域

◇ 指定施設は、神戸市内においては下記の地域に新たに設置することはできません

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
田園住居地域

◇ 兵庫県条例が施行される以前から指定施設を有していた工場等については許可が与えられていますが、設備の変更を計画する場合は、下記の項目を遵守し、神戸市と事前に十分協議してください。

- (1)施設の規模を増大させないこと。
- (2)住居等と接する側には、充分な防じん・防音対策を施し、苦情の未然防止に努めること。
- (3)製品生産計画、搬出入車両の運行計画、施設稼働時間帯などの操業計画を市に提出すること。

4. 特別基準

工 場 等	特 別 基 準
1 べんがら製造の用に供する粉碎施設を有する工場等	(1)当該指定施設は、建物内に設置し、その建物の構造は、粉じんが大気中に飛散しない構造であること。 (2)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。
2 金属粉製造の用に供する施設であって、次に掲げる施設を有する工場等 (1) 粉碎施設 (2) カッター (3) グラインダー	(1)当該指定施設は、建物内に設置し、その建物の構造は、粉じんが大気中に飛散しない構造であること。 (2)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。
3 生コンクリート製造の用に供する施設であって、次に掲げる施設を有する工場等 (1) バッチャープラント (2) セメントサイロ (3) セメントホッパー (4) 砂利・砂選別施設	(1)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。 (2)運搬車の運行による粉じん防止のため、洗車ピット等の設備を設けていること。
4 木製品の製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げる施設を有する工場等 (1) 粉碎施設 (2) 研削施設	(1)当該指定施設は、建物内に設置し、その建物の構造は、粉じんが大気中に飛散しない構造であること。 (2)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。

5. 許可申請、届出の手続き

- ◇ 指定施設を有する工場等の設置や、指定施設の構造変更等を実施する場合には、次の申請が必要です。
- ◇ また、氏名の変更や、工場等・指定施設の廃止の際には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	申請等種類	申請・届出の内容	期 限	操業の制限等
指定施設を有する工場等を設置しようとするとき	工場等設置許可申請書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあっては、その代表者の氏名 (2)*工場等の名称 *所在地 (3)*業種 *作業の種類・方法 (4)建物の構造・配置 (5)*指定施設の種類・構造・配置 *指定施設の使用・管理の方法 (6)粉じんの処理の方法	設置・変更 <u>以 前</u>	(1)当該許可に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければなりません。 (2)市長から許可の基準に適合していることの「確認」を受けた後でなければ、工場の操業・施設の使用ができません。
申請内容の(3)～(6)を変更しようとするとき	工場等変更許可申請書			
申請内容の(1)、(2)を変更したとき	氏名等変更届出書	変更点	変更・廃止・承継した日から <u>30日以内</u>	
工場等・指定施設の使用を廃止したとき	工場等使用廃止届出書	*廃止工場 *廃止施設		
申請者の地位を承継したとき	承継届出書	承継の内容		

*工場等設置許可申請書の様式は次のとおりです。

=様式第1号= 「工場等設置許可申請書」

=別紙1= 「建物の配置及び構造」

=別紙2= 「粉じんの施設の種類、構造、使用の方法及び粉じん処理の方法」

=添付書類=

① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）

② 工場等敷地内の建物配置図

③ 指定施設の配置図

④ 指定施設の構造図

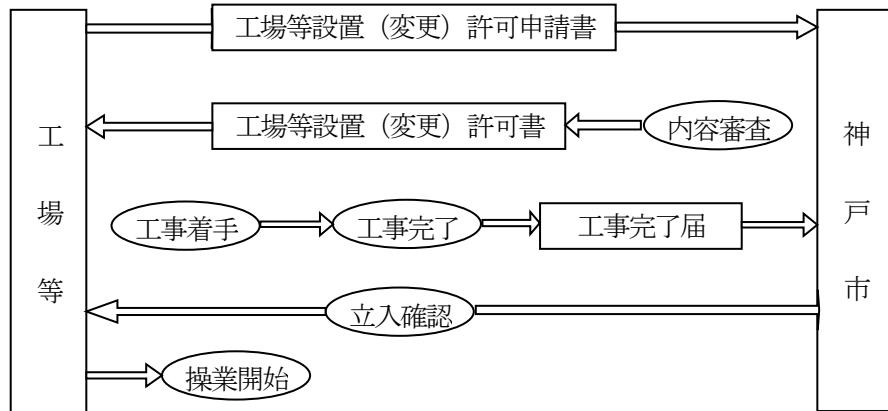
⑤ 粉じん処理施設の配置図

⑥ 粉じん処理施設の構造図

⑦ 粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面

⑧ 作業工程図

6. 許可申請の流れ



7. 許可の取消し等

- ◇ 許可を受けた工場等が特別基準・規制基準に適合しなくなった場合には、許可の取消し、操業・施設使用の一時停止等を命じられることがあります。
- ◇ 許可を受けないで工場等・指定施設を設置した場合には、事業者名等を公表されるとともに、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

8. 生コンクリート製造施設の設置についての留意事項

- ◇ 生コンクリート製造施設であっても、下記の①又は②に該当する場合には、指定施設ではなく、「II 特定施設」としての届出を行ってください。
 - ① 生コンクリート製造を行うが、外部販売を目的とせず、同一敷地内の工事に消費するもの
 - ② 土木事業その他の事業に一時的に使用するために、その事業中臨時に設置するもの
- ◇ 上記施設は、事業終了後すみやかに撤去することが必要であり、届出時には、使用期間の誓約が必要です。
- ◇ バッチャープラント、セメントサイロ、セメントホッパー、砂利・砂選別施設のうち、いずれか1種類でも敷地内に設置し、生コンクリート製造を行う場合は、許可を得てください。
- ◇ 許可申請を行う前に、必要なものについて都市計画法等の関係法令の手続を完了させてください。
- ◇ 生コンクリート製造プラントから発生する粉じんのほかにも、運搬車両等、運行上発生する粉じんについての防止を図るため、構内道路の全面舗装及び管理の方法の強化についてください。
- ◇ プラントの設置 変更 許可申請を行うにあたり、次の事項について神戸市宛報告してください。
 - (1)時間あたりのバッチ数、生産量等の操業計画
 - (2)車の運行台数等の道路運行計画
 - (3)近隣地域住民との協議事項

届出様式の記入例

別紙 1

(四)株式第 1 号 (第 2 条関係)
(四)株式第 3 号 (第 5 条関係)

工場等設置（変更）許可申請書

令和 3 年 3 月 1 日

神戸市長宛

届出者 住所（法人にあっては、所在地）電話番号

神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

A 産業株式会社 代表取締役 神戸太郎

電話番号 (000) 000-000

電子メールアドレス△△△△@△△△△.△

担当者 所属 設備課

氏名 中央 欢鶴

建物の配置図	別添図面のとおり
敷地面積 (m ²)	6,800
建物の名称等	パッチャーブラント
施設階数	3 階
等	
を構設	
資本の額又は出資の総額	〇〇億円
A 産業株式会社 B 工場	
工場等の所在地	
工場等の種類	主な製品又は加工の種類
建設業	〇〇〇〇
作業の種類及び方法	常時使用する従業員の数
別紙作業工程図のとおり	〇〇人
建物の構造及び配管	指定施設及び特定施設等の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
ばい煙等の処理の方法	工事の着手年月日
別紙 2 のとおり	別紙 2 のとおり
工事の完成年月日	工場等の使用開始年月日
別紙 2 のとおり	令和 3 年 5 月 10 日
備考	
作業場面積 (m ²)	

工場等の名稱	資本の額又は出資の総額
A 産業株式会社 B 工場	〇〇億円
工場等の所在地	神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
工場等の種類	主な製品又は加工の種類
建設業	〇〇〇〇
作業の種類及び方法	常時使用する従業員の数
別紙作業工程図のとおり	〇〇人
建物の構造及び配管	指定施設及び特定施設等の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
ばい煙等の処理の方法	工事の着手年月日
別紙 2 のとおり	別紙 2 のとおり
工事の完成年月日	工場等の使用開始年月日
別紙 2 のとおり	令和 3 年 5 月 10 日
備考	

A4

注 1 记載に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して記入してください
2 別紙 1 及び別紙 2 は、様式第 1 号の別紙 1 及び別紙 2 を用いて下さい

1 粉じんに係るもの

(1) 粉じんの施設の種類、構造、使用の方法及び粉じん処理の方法

工場等における施設番号		P-1	S-1
施設の種類	バッチャーブラント		セメントサイロ
名称	○○社製 強制攪拌式		円筒型
規模(能力)	1.5m ³ /B36 m ³ /h		300 t
工事着手年月日(※)	3年5月30日		3年5月30日
工事の完成年月日	3年7月1日		3年7月1日
使用原材	種類	砂利・砂・セメント・水	セメント
使用方法	使用割合(%)	50%・35%・10%・5%	100
使 用 量		1時間あたり 80t・54t・20t・12t	
使 用 温 度(℃)		560t・380t・140t・64t	
製品回収率(%)		常温	
発生が予想される粉じんの種類		砂、セメント粉じん	セメント粉じん
発生の理由		ミキサーへの投入時 セメント圧送車からの投入時	
処理施設の種類・名称・形式	バグフィルター		バグフィルター
排出ガス量(Nm ³ /h)	処理前	1,800	336
排出ガス温度(℃)	処理後		
排出口の粉じん濃度(g/Nm ³)	処理前	2.0	2.0
捕集効率(%)	処理後	0.002	0.002
排ガス集煙(集塵)方法(又はできない理由)	ダクト		サイロ上部
煙突・フード等の大きさ(高さ×頂口径)		115 m	115 m
排出速度(m / s)		11.9	0.4
管理計器の種類		なし	なし

※ 許可書が交付されるまで、指定施設及び特定施設等の設置(変更)の工事の着手はできません。

工事完了届

令和3年3月1日

届出者 住所(法人にあっては、所在地) 電話番号

神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

A産業株式会社 代表取締役 神戸太郎

電話番号(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇

電子メール △△△△@△△△△△

担当者 所属、設備課

氏名 中央 次郎

工場等の名称	A産業株式会社 B工場
工場等の所在地	神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
設置(変更)許可番号	第〇〇〇号 令和3年5月25日
許可に係る事項	バッチャーブラント1基、セメントサイロ1基の設置
工事完成年月日	令和3年7月1日
	備考

II 特定施設

1. 特定施設の種類

- ◇ 指定施設以外で粉じんを発生する下表の施設を特定施設といいます。
- ◇ 特定施設を設置する場合、神戸市長への事前の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

施 設 名	規 模
1 たい積場 (鉱物〔コークスを含み、石綿を除く。 以下同じ。〕・土石の用に供するもの。)	面積が500m ² 以上1,000m ² 未満
2 運搬の用に供する施設(鉱物・土石・セメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) ベルトコンベア (2) バケットコンベア	(1)に掲げる施設にあっては、ベルトの幅 が50cm以上75cm未満 (2)に掲げる施設にあっては、バケットの 内容積が0.02m ³ 以上0.03m ³ 未満
3 粉碎、摩碎の用に供する施設(鉱物・岩石の用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 粉碎機 (2) 摩碎機	原動機の定格出力が7.5kW以上 75kW未満
4 ふるい (鉱物・岩石の用に供するものに限り、 湿式・密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5kW以上 15kW未満
5 石綿を含有する製品の製造の用に供する 施設(湿式・密閉式のものを除く。)であつ て、次に掲げるもの (1) 解綿用機械 (2) 混合機 (3) 紡織用機械 (4) 切断機 (5) 研磨機 (6) 切削用機械 (7) 粉碎機・摩碎機 (8) プレス(剪断加工用のものに限る。) (9) 穿孔機	(1)～(3)に掲げる施設にあっては、原動機 の定格出力が0.75kW以上 3.7kW未満 (4)～(9)に掲げる施設にあっては、原動機 の定格出力が0.75kW以上 2.2kW未満
6 食料品・飼料・肥料(化学肥料を除く。) の製造の用に供する施設であつて、次に 掲げるもの (1) 原料精選施設 (2) 粉碎施設(3の項に掲げるもの及び 湿式のものを除く。)	(1)に掲げる施設にあっては、すべてのもの (2)に掲げる施設にあっては、原動機の定 格出力が0.75kW以上

施設名	規模
7 化学肥料の製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。)	すべてのもの
8 顔料の製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるもの及び湿式のものを除く。)	原動機の定格出力が0.75kW以上
9 ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) バンバリーミキサー (2) ミキシングロール	(1)に掲げる施設にあっては、すべてのもの (2)に掲げる施設にあっては、ロールの直径が350mm以上
10 窯業製品の製造の用に供する粉碎施設 (3の項及び5の項に掲げるもの並びに湿式のものを除く。)	原動機の定格出力が5.0kW以上
11 炭素又は黒鉛製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。) (2) 仕上施設	すべてのもの
12 セメント・石こう・石灰・クレーの製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (3の項及び5の項に掲げるもの並びに湿式のものを除く。) (2) セメント加工施設 (セメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント及び砂利・砂選別施設に限る。) (3) ふるい (4の項に掲げるものを除く。)	(1)に掲げる施設にあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上 (2)に掲げる施設にあっては、すべてのもの (3)に掲げる施設にあっては、原動機の定格出力が0.75kW以上
13 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 非鉄金属の精錬施設 (2) 合金鉄の精錬施設 (3) 無機化学工業品の製造施設	すべてのもの
14 金属の加工又は機械の製造若しくは加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 砂処理施設 (古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置 (4の項に掲げるものを除く。) 及び混練装置に限る。) (2) サンドブラスト (3) ショットブラスト (4) シェークアウトマシン	すべてのもの

施設名	規模
15 コークスの製造の用に供するコークス炉	原料処理能力が50t／日以上
16 編製品製造の用に供する製編施設 (5の項に掲げるものを除く。)	すべてのもの
17 木材又は木製品の製造の用に供する施設 であって、次に掲げるもの (1) チップ置場 (2) 切断施設 (3) 研削施設 (4) 粉碎施設	(1)に掲げる施設にあっては、面積が 200m ² 以上 (2)～(4)に掲げる施設にあっては、原動機 の定格出力が0.75kW以上
18 化学工業品又は石油製品若しくは石炭 製品の製造の用に供する施設(合成樹脂 の製造又は加工の用に供するものを含む。) であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設(3の項及び5の項に掲げ るものと除く。) (2) ふるい(4の項に掲げるものを除く。) (3) 研削施設	原動機の定格出力が0.75kW以上
19 べんがら製造の用に供する粉碎施設	原動機の定格出力が0.75kW以上
20 金属粉製造の用に供する施設であって、 次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) カッター (3) グラインダー	(1)に掲げる施設にあっては、原動機の定 格出力が0.75kW以上 (2)及び(3)に掲げる施設にあっては、すべ てのもの

(備考)

- ・ たい積場であって、たい積場所の範囲が変動するような場合は、たい積のために使用されることとなる一連の場所の面積が全体として500平方メートル以上であれば特定施設に該当する。
- ・ ベルトコンベアの基数を決めるにあたっては、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ定置された一連のコンベア単基の集合を、全体として1施設として扱う。
- ・ 3項に掲げる粉碎・摩碎の用に供する施設は、鉱物又は岩石の用に供するものに限る。例えば、精錬工程を経た金属塊やコンクリート片を碎くための破碎機は特定施設に該当しない。
- ・ 一時的に使用される破碎機であっても、施設・規模要件が該当する場合、届出が必要。また、台車付の破碎機でも、稼働時に固定して使用するものは特定施設に該当する。

2. 規制基準

特定施設の規制基準として、設備基準と排出基準があります。

3. 設備基準

施設名	設備基準
1 たい積場 (鉱物〔コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。〕・土石の用に供するもの。)	粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石をたい積する場合には、次のいずれかに該当すること。 (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)散水設備によって散水が行われていること。 (3)防じんカバーでおおわれていること。 (4)薬液の散布又は表層の締固めが行なわれていること。 (5)前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2 運搬の用に供する施設(鉱物・土石・セメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) ベルトコンベア (2) バケットコンベア	粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石・セメントを運搬する場合には、次の各号のいずれかに該当すること。 (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の部分には次号又は第4号の措置が講じられていること。 (3)散水設備によって散水が行われていること。 (4)防じんカバーでおおわれていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3 粉碎、摩碎の用に供する施設 (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 粉碎機 (2) 摩碎機	次のいずれかに該当すること。 (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)フード及び集じん機が設置されていること。 (3)散水設備によって散水が行われていること。 (4)防じんカバーでおおわれていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4 ふるい (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)	3の項に同じ

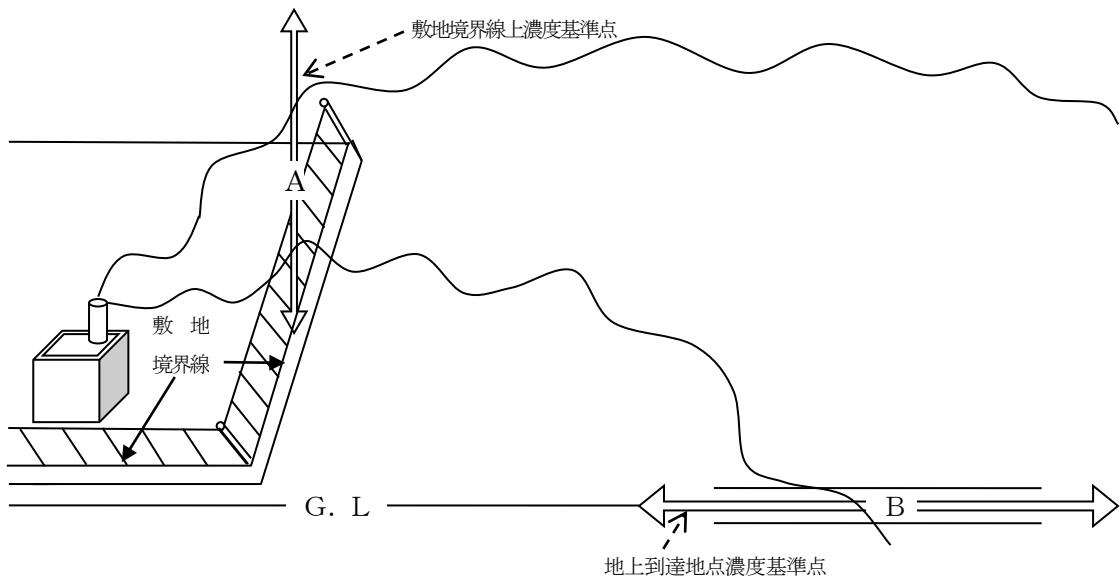
施 設 名	設 備 基 準
5 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設 (湿式・密閉式のものを除く。) であって、次に掲げるもの (1) 解綿用機械 (2) 混合機 (3) 紡織用機械 (4) 切断機 (5) 研磨機 (6) 切削用機械 (7) 粉碎機・摩碎機 (8) プレス (剪断加工用のものに限る。) (9) 穿孔機	(1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)フード及び集じん機が設置されていること。 (3)建築物内の通路及び床面並びに敷地内の清掃及び散水は、清掃及び散水のための装置を設置して行うこと。 (4)原料石綿、石綿含有廃棄物の保管は、密封して行い、運搬作業は防じんカバー等を設置して行うこと。
6 食料品・飼料・肥料 (化学肥料を除く。) の製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。)	3の項に同じ。
7 化学肥料の製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。)	3の項に同じ。
8 顔料の製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。)	3の項に同じ。
9 窯業製品の製造の用に供する粉碎施設 (湿式のもの及び3の項並びに5の項に掲げるものを除く。)	3の項に同じ。
10 炭素又は黒鉛製品製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。)	3の項に同じ。
11 セメント・石こう・石灰・クレーの製造 又は加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (3の項及び5の項に掲げるものを除く。) (2) ふるい (4の項に掲げるものを除く。)	3の項に同じ。
12 金属の加工又は機械の製造若しくは加工の用に供する砂処理施設のうち、砂ふるい装置 (4の項に掲げるものを除く。)	3の項に同じ。
13 化学工業品又は石油製品若しくは石炭製品の製造の用に供する施設 (合成樹脂の製造又は加工を含む。) であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (3の項及び5の項に掲げるものを除く。) (2) ふるい (4の項に掲げるものを除く。) (3) 研削施設	3の項に同じ。

施 設 名	設 備 基 準
14 木材又は木製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) チップ置場 (2) 研削施設 (3) 粉碎施設	3の項に同じ。
15 べんがら製造の用に供する粉碎施設	3の項に同じ。
16 金属粉製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) カッター (3) グラインダー	3の項に同じ。
17 コークスの製造の用に供するコークス炉	(1)装炭作業は、無煙装炭装置を設置し、若しくは装炭車にフード及び集じん機を設置し、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2)窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置し、又はガイド車にこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合には、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3)消火作業は、消火塔にハードル若しくはフィルター又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。

4. 排出基準

排出基準には、「敷地境界線上濃度基準」と「地上到達地点濃度基準」があります。

◇濃度基準の考え方



*A の線上のいずれかの測定値が、敷地境界線上濃度基準を超えないこと。

*B の線上のいずれかの測定値が、地上到達地点濃度基準を超えないこと。

粉じんの種類	排出基準	
	敷地境界線上濃度	地上到達地点濃度
クロム化合物	クロムとして 0.005 mg/m ³	クロムとして 0.002 mg/m ³
ふつ化物	ふつ素として 0.01 mg/m ³	ふつ素として 0.003 mg/m ³
鉛化合物	鉛として 0.05 mg/m ³	鉛として 0.02 mg/m ³
ベリリウム化合物	ベリリウムとして 0.0006 mg/m ³	ベリリウムとして 0.0002 mg/m ³
カドミウム化合物	カドミウムとして 0.0018 mg/m ³	カドミウムとして 0.0006 mg/m ³
銅化合物	銅として 0.03 mg/m ³	銅として 0.01 mg/m ³

粉じんの種類	排出基準	
	敷地境界線上濃度	地上到達地点濃度
ニッケル化合物	ニッケルとして 0. 3 mg/m ³	ニッケルとして 0. 1 mg/m ³
バナジウム化合物	バナジウムとして 0. 03 mg/m ³	バナジウムとして 0. 01 mg/m ³
亜鉛化合物	亜鉛として 0. 1 mg/m ³	亜鉛として 0. 03 mg/m ³
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0. 025 mg/m ³	マンガンとして 0. 008 mg/m ³
りん酸化合物	りんとして 0. 03 mg/m ³	りんとして 0. 01 mg/m ³
石綿	10 本/ℓ	—
その他の粉じん	1. 5 mg/m ³	0. 5 mg/m ³

* この表に掲げる数値は、30分間値とする。ただし、石綿にあっては、測定地点ごとに4時間以上捕集した3回の測定値の幾何平均値とする。

* 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

5. 特定施設の届出

- ◇ 特定施設を設置・変更・廃止等をする場合には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	届出の種類	届 出 の 内 容	届出の期限
特定施設を <u>設置</u> しようとするとき	特定施設等設置届出書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあっては、 その代表者の氏名 (2)*工場・事業場の名称 *所在地 (3)特定施設の種類 (4)特定施設の構造 (5)特定施設の配置 (6)特定施設の使用・管理 の方法 (7)粉じんの処理の方法	設置・変更工事 着手予定日の <u>60日以前</u>
届出内容の(3)～(7) を <u>変更</u> しようとする とき	特定施設等変更届出書		
届出内容の(1)、(2) を <u>変更</u> したとき	氏名等変更届出書	変更点	変更・廃止・承 継した日から <u>30日以内</u>
特定施設の使用を <u>廃 止</u> したとき	使用廃止届出書	廃止施設	
届出者の地位を <u>承継</u> したとき	承継届出書	承継の内容	

*設置等届出書の様式は次のとおりです。

- =様式第8号= 「特定施設等設置（変更）届出書」
- =別紙2(1)= 「粉じんの施設の種類、構造、使用の方法及び粉じん処理の方法」
- =別紙2(2)= 「粉じん発生施設（たい積場）の構造並びに使用及び管理の方法」
- =別紙2(3)= 「粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法」
- =別紙2(4)= 「粉じん発生施設（粉碎機、摩碎機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法」
- =別紙2(5)= 「石綿粉じん発生施設の種類、構造、使用の方法並びに石綿粉じんの処理及び飛散防止の方法」

=添付書類=

- ① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）
- ② 工場等敷地内の建物配置図
- ③ 特定施設の配置図
- ④ 特定施設の構造図
- ⑤ 粉じん処理・飛散防止施設の配置図
- ⑥ 粉じん処理・飛散防止施設の構造図
- ⑦ 粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面
- ⑧ 作業工程図

届出書の記入例

特定施設設置届出書(変更)(第1回)

県様式第9号(第9条関係)
県様式第9号(第10条関係)

工場等の名称 A 産業株式会社	B 工場	資本の額又は出資の総額 〇〇億円
工場等の所在地 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		
業種 金属製品製造業	主な製品又は加工の種類 〇〇〇〇	
作業の種類及び方法 別紙作業工程図のとおり	常時使用する従業員の数 〇〇人	
特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法 別紙のとおり		
ばい煙等の処理の方法 別紙のとおり	工事の着手年月日 別紙のとおり	
工事の完成年月日 別紙のとおり		施設等の使用開始年月日 別紙のとおり
備考		

1 変更前に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して記入してください
2 別紙け 填す第8号の別紙を用いて下さい

※ 審査が終了するまで、特定施設設置（変更）の工事の着手はできません。

2 粉じんに係るもの

(1) 残りの特徴の種類

工場等における施設番号	SB-1	M-1
施設の種類	ショットプラスト	ミキシングロール
名称・形式	○○社製○型	○○社製
規格(能効)	クリット投射量 60kg/min	ローラ直徑 50cm
工事の着手年月日(※)	3年5月10日	3年5月10日
工事の完成年月日	3年5月10日	3年5月10日
特定施設等の使用開始年月日	3年6月1日	3年6月1日
原使用方法	種類 使 用 量 使 用 量	鉄粒 1時間あたり 1日あたり
使用方法	割合(%) 時間あたり 循環使用	100 60 kg/min 640 kg
使用温度	度(℃) 回 取 率(%)	常温 100
製品	発生が予想される粉じんの種類	酸化鉄、鉄粉 充填剤
発生の理由	投射による	
処理施設の種類・名称・形式	バグフィルター	乾式集塵機
排出ガス量(Nm ³ /h)	処理前	48,000
排出ガス温度(℃)	処理後	48,000
排出口の粉じん濃度(g/Nm ³)	処理前 処理後	0.002 0.001
捕集効率(%)	95.0	98.0
排气吸込方法(又はできなき理由)	吸引ファン	
煙突・フード等の大きさ(高さ×頂口径)	15m×0.8Φ	10m×0.3Φ
排出速度(m/s)	16.5	0.5
管理計器の種類	デジタル粉じん計	

M

(3) 粉じん発生施設(コンベア)の構造並びに使用及び管理の方法

(4) 粉じん発生施設(粉砕機、磨碎機、ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法

工場等における施設番号	BC-1	工場等における施設番号	HS-1
名称・型式	ベルトコンベア	施設の種類	破砕機
ベルト幅(cm)・パケット内容積(m ²)	ベルト幅60cm	名称・型式	○○社製○○型
単基の長さ(m)×基數	30cm×1基	規模	
ベルト・パケットの速度(m/分)	50	原動機の定格出力(kW)	10
運搬能力(t/h)	100	處理能	力(t/h)
工事の着手年月日(※)	3年5月10日	工事の着手年月日(※)	3年5月10日
工事の完成年月日	3年5月10日	工事の完成年月日	3年5月10日
特定施設等の使用開始年月日	3年5月10日	特定施設等の使用開始年月日	3年6月1日
運搬物の種類・運搬物の性状・通常の月間延べ運搬量(t/月)	花崗岩	處理対象物の種類・通常の月間処理量(t/月)	10,000(t/月)
コンベアがその中に設置されている建物の概要	粉砕機・磨碎機・ふるいがその中に設置されている建築物	粉砕機・磨碎機・ふるいがその中に設置されている建築物の概要	全面鉄骨ストレート張り
集じん機の種類・型式	乾式集塵機	集じん機の種類・型式	
集じん機の効率(%)	95.0	集じん機の効率(%)	
送風機の原動機出力(kW)	10	送風機の原動機出力(kW)	
装置の種類・型式	散水装置	装置の種類・型式	
装置の能力(m ³ /h)	散水装置	装置の能力(m ³ /h)	
運搬量当たり散水量(t/t)	散水装置	運搬量当たり散水量(t/t)	
防じんカバーの設置状況	有	防じんカバーの設置状況	
その他	その他	その他	その他

※ 審査が終了するまで、特定施設設置(変更)の工事の着手はできません。

※ 審査が終了するまで、特定施設設置(変更)の工事の着手はできません。